

## 26 年度計画・27 年度計画の事後評価について

## &lt;26 年度計画&gt;

	施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
在宅医療の推進	在宅医療推進【H26～28】	◇在宅医療連携拠点の整備 33市町村（平成30年度） ◇在宅医療推進協議会設置、在宅医療に係る課題の抽出等により施策を推進（県1か所、地域8か所） ◇地域の医師が看取りや検案に対応できるようになる（研修会への参加医師数：600名）	◇拠点や相談窓口を6市町に整備済み ◇県及び7地域で開催  ◇研修会3回実施・149名参加	より多くの地域の医師が看取り等に対応できるようにするため、引き続き周知を図り、研修会等への参加を促していく。
	在宅歯科医療推進【H26～28】	◇在宅歯科医療推進、在宅歯科医療と医科・介護の連携を図るための拠点として、在宅歯科医療中央（地域）連携室を設置（中央1か所、地域22か所） ◇在宅歯科医療を推進するための在宅歯科医療用機器の整備 2か年：200か所	◇中央連携室1か所、地域連携室20か所を設置・運営  ◇在宅歯科医療用機器を計200か所に整備	
	退院支援委員会参画支援【H26～28】	◇県内の精神科病院（63機関）における退院支援委員会への地域援助事業者等の参画を支援し、地域における医療と福祉の連携体制の推進（退院支援委員会を活用し地域援助事業者とつながる患者数900人）	◇退院支援委員会を活用し地域援助事業者とつながった患者数4件	地域援助事業者等の参画は義務化されておらず、本人の同意が必要なこと、病院の一部自己負担が生じるため、活用に消極的になった面がある等の理由から、目標を下回る結果となっている。 精神科病院入院患者の退院促進、地域移行の一翼を担う重要な事業であり、病院への一層の周知、活用の増加に努める。
	在宅医療（薬剤）推進【H26～28】	◇訪問薬剤管理指導を行う薬局薬剤師及び褥瘡対応できる在宅医療関係者の人材育成、在宅受入薬局の周知 ◇薬局による医療用麻薬及び衛生材料等の円滑供給 ◇病院や薬局に復職・再就職等を希望する薬剤師の支援	◇訪問薬剤管理指導研修（受講者741名） 褥瘡対応研修（受講者200名） ◇円滑供給に向けて、リスト（小冊子）作成・配布 ◇復職・再就職希望者向け研修（病院向け2回・9名受講、薬局向け1回・3名受講）	人材の育成・確保が一定程度進んだものの、まだ積極的に在宅医療に参画できる薬局が少なく、引き続き研修等を開催し、更なる人材の育成・確保が必要
	医師確保関連【H26～28】	医師不足、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在などの解消 ・人口10万人当たり医師数（医療施設従事者）193.7人→207.7人	・人口10万人当たり医師数201.7人 ・産科後期研修医数65人 ・専攻医指導施設39カ所 ・常勤産科医師数531人	地域医療支援センターにおいて、特定診療科や地域による医師の偏在の解消に向けた検討をさらに進める。

医療従事者の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>産科後期研修医数 83人→85人</li> <li>専攻医指導施設 39カ所→44カ所</li> <li>分娩取扱施設の常勤産科医師数537人（現状維持）</li> <li>分娩取扱施設の非常勤産科医師数118人（現状維持）</li> <li>分娩取扱件数 64, 887件→ 64, 887件（現状維持）</li> </ul> <p>◇地域における安心・安全な分娩提供体制を確保</p> <p>◇医療機関が自主的に行う勤務環境改善マネジメントシステムに基づく、勤務環境改善の取組みの支援により、医療機関の勤務環境改善の促進、医療従事者確保を図る。</p> <p>◇小児医療の充実、夜間や休日の小児救急医療体制確保、初期・二次・三次救急の連携の充実による、安定的な小児救急医療体制整備、小児医療従事者の負担軽減及び人員の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常勤産科医師数132人</li> <li>分娩取扱件数65, 334件</li> </ul> <p>◇帝王切開術のために待機する産科医師の確保経費の支援等による安心・安全な分娩提供体制の確保</p> <p>◇医療勤務環境改善支援センターの運営、医療機関の勤務環境改善の取組み支援</p> <p>◇夜間休日の小児二次救急医療体制確保への支援、小児医療相談等の実施による、初期・二次・三次救急の連携充実、小児医療従事者の負担軽減</p>	<p>医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療機関が自主的に勤務環境改善の取組を促進するための研修会を今後も実施していく。</p>
看護職員等の確保及び質の向上 【H26～28】	<p>◇訪問看護に関する課題及び対応策を検討し、必要な施策の企画を行うとともに、訪問看護のニーズに対応できる看護人材を育成するための研修を実施することにより、質の高い訪問看護サービス提供体制の構築を目標とする。</p> <p>◇本県の人口10万人当たりの就業看護職員数は全国的に低い水準であるため、看護人材の確保に取り組み、質の高い看護の提供を推進し、県民に対して適切な医療を提供することを目標とする。</p> <p>◇急速な高齢化に伴う保健・医療・福祉サービスの需要増加への対応及び、在宅歯科医療の推進等のため歯科衛生士等の人材を確保することを目標とする。</p>	<p>◇質の高い訪問看護体制の構築を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護推進協議会及び作業部会開催</li> <li>訪問看護ST・医療機関勤務看護職員相互研修、訪問看護管理者研修、訪問看護師養成研修の実施</li> </ul> <p>◇看護人材の確保及び質の高い看護の提供を推進する取組みを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等養成所運営費の支援（22施設）</li> <li>院内保育所運営費の支援（121施設）</li> <li>新人看護職員研修実施病院へ補助（123病院）</li> <li>新人看護職員研修の実施（398人受講）</li> <li>潜在看護職員への普及啓発、出前就業相談会・地域共同就業説明会の開催</li> <li>認定看護師養成研修等の実施（3267人受講）</li> <li>学生への修学資金貸付（借受者県内就業率：H26：87%、H27：89%）</li> </ul>	<p>体系的な教育が困難な小規模の訪問看護ステーションに対し、訪問看護師育成のための「教育支援ステーション」を各地域に設置し、新規採用の訪問看護師等への研修等を実施することにより、質の高い看護人材の育成・定着を促進する。</p> <p>離職した看護職員を復職させるため、普及啓発、就業相談会・就業説明会を継続。職場見学や研修を行う医療機関等を募り、相談会等参加者の当該研修等への参加を促すことにより、就業促進を図る。</p>
歯科衛生士等の養成 【H26～28】	<p>◇在宅療養者へ歯科保健医療を提供できるよう、在宅歯科治療及び口腔ケア実施時において口腔咽頭吸引が可能な歯科衛生士を育成（目標育成数90名）</p>	<p>◇口腔咽頭吸引が可能な歯科衛生士 延べ87名育成</p>	

<27年度計画>

	施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
病床の機能分化・連携	がん診療連携拠点病院等医科歯科連携事業【H26～28】	◇地域でがん診療の中心的役割を担う「がん診療連携拠点病院」及び「神奈川県がん診療連携指定病院」（以下「がん診療連携拠点病院等」）への医科歯科連携に携わる人材の配置、地域との医科歯科連携体制の充実強化 (全てのがん診療連携拠点病院等で口腔ケアの取組み実施23病院→25病院)	(平成27年度の事業実施なし)	がん患者に適切な口腔ケアを提供できる人材の育成から取り組むことにより、医科歯科連携体制の充実を図っていく。
	緩和ケア推進事業【H27～28】	◇二次保健医療圏に1か所以上を目指し、緩和ケア病棟整備を進めるとともに、地域における緩和ケア提供体制の充実を図り、緩和ケアに携わる人材育成や関係機関が連携できる仕組みを構築 (緩和ケア病棟整備数16施設→17施設) (緩和ケア病棟を整備した新規病院のネットワーク構築3病院→10病院)	◇新たに2施設が緩和ケア病棟整備（平成28年5月届出、18施設）、新たに1施設がネットワーク構築に取り組んだ。	目標施設数を超えるが、いずれも、すでに緩和ケア病棟がある二次保健医療圏での整備である。 引き続き、緩和ケア病棟が未整備の二次保健医療圏においては、県がん診療連携指定病院の指定を希望する病院等に働きかけを行っていく。
	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業【H27～28】	◇本県の回復期病床数は、著しく不足することが予想されるため、地域医療構想策定前ではあるが、急性期病床等から回復期病床等への転換を促進する。 ◇病院・診療所間や在宅医療・介護連携を図る情報システムを、医療介護総合確保区域単位で1か所以上導入	◇補助実施により、91床について急性期病床等から回復期病床への転換。 ◇県内1区域に情報システムを導入	医療機関に対し、平成28年10月策定の地域医療構想の趣旨や本事業の支援について周知を十分に行うことで、回復期病床への転換を促していく。
在宅医療の推進	かかりつけ歯科医普及定着推進事業【H27～28】	◇かかりつけ歯科医を持つ者の割合48%からの増加を目標とする。	(県全体調査は未実施のため、調査実施後に評価)	
	在宅医療施策推進事業【H27～31】	◇在宅医療トレーニングセンターにおいて、年間1,600人28年度～)の医療従事者のスキル向上を図る。 ◇各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0市町村→33市町村	◇在宅医療トレーニングセンター開設、216人の従事者のスキル向上 ◇国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数：2市町村	
	小児等在宅医療連携拠点事業【H27～28】	◇研修会等を通じて、540人の小児在宅医療の担い手のスキル向上を図る。	◇202人の小児在宅医療の担い手のスキル向上を図った。	

	在宅歯科診療所設備整備【H27～28】	◇歯科医療機関の在宅歯科医療への参入の促進や、在宅歯科を実施する医療機関の機器の充実を図るため、在宅歯科医療用機器等の整備を進める。(185カ所)	(27年度計画分については未実施)	28年度に、100箇所の整備を進める。
医療従事者の確保	がん診療口腔ケア推進事業【H27～28】	◇がん診療連携拠点病院等が主体となり、がん患者に対する口腔ケアの必要性について、地域を含めた医療従事者へ研修や啓発を行い、がん患者に対する口腔ケアを提供(全てのがん診療連携拠点病院等で口腔ケアの取組みを行う23病院→25病院)	◇8病院において事業を実施	全てのがん診療連携拠点病院等で口腔ケアの取組みを行うよう、引き続き病院への働きかけを行っていく。
	医科・歯科連携に資する人材養成【H27～28】	◇病院入院患者への適切な日常口腔ケアの実施体制構築のため、看護職等を対象に研修等を行い、入院患者の肺炎発症等の予防に取り組み、平均在院日数の減少を図る。 ・24.0日(全病床)→減少を目標とする。	◇入院患者への適切な日常口腔ケアの提供に向けて、看護職等を対象に研修を109回実施(平均在院日数は未把握)	
	医師確保関連事業【H27～31】	◇医師不足、産科や小児科等の特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労などの課題を解決し、地域において安心して生活できるようにする ・人口10万人当たり医師数 193.7人 → 239.16人 ・産科医・産婦人科医師数 699人(24年度) → 750人	◇産科や小児科等の特定の診療科や地域による偏在などの課題解決に向けて取組みを実施 ・人口10万人当たり医師数 201.7人 ・産科医・産婦人科医師数 744人	地域医療支援センターと連携し、医師不足、特定の診療科や地域による偏在の解消に向けて、効果的に事業を実施していく。
	看護職員等の確保及び質の向上に関する事業【H27～28】	◇本県の人口10万人当たりの就業看護職員数は全国的に低い水準であるため、看護人材の確保に取り組み、質の高い看護の提供を推進し、県民に対して適切な医療を提供する。  ◇地域で暮らす重度重複障害者等に質量ともに十分なサービスを提供できるよう、看護師の養成確保 養成研修修了者 40名 普及啓発研修 計8回開催 ◇認知行動療法を看護場面で実践し、精神疾患をもつ患者の回復や再発予防の促進を支援する看護師の養成 精神科病床を有する病院(69病院)の看護師を各病院に養成(新人看護職員 207名・中堅看護職員 276名)	◇看護職員向け各種研修等により、看護人材の確保、質の高い看護の提供推進 ・訪問看護師離職防止研修へ補助(233人受講) ・看護専任教員に興味のある看護師を対象とした研修(96人受講)、看護師養成所での看護専任教員への同行(シャドウイング)(32人参加) ◇養成研修修了者 16名(受講19名) 普及啓発研修 3回開催(受講569名)  ◇認知行動療法に関する研修会を2回実施 新人看護職員研修(1回・33名参加) 中堅看護職員研修(1回・33名参加)	訪問看護離職防止研修は継続することが重要であり、引き続き実施していく。 看護専任教員の資格を有しない看護師に対し、資格取得を促進する。 カリキュラムと日程見直しにより、日数短縮等、受講しやすい改善と効率化を行う 精神科病院協会を通じた周知を行い、研修希望者数を増加させる。